



2009年10月

2010年1月1日からのVAT課税地に関する規定の改正

1. 背景

2002年のEU域内での税務代理人の廃止、2006年9月の改正(フランス国外の企業が、フランスでVATの対象となる取引に対する請求書を発行する場合、フランスでVAT登録する必要がなくなった)に続き、2010年1月からはVAT課税地に関する規定が大きく改正されます。

2010年1月1日から適用この改正は、2つの欧州指令の内の一つであるサービスにかかるVAT課税地に関する規定に基づいたものです。

2. 原則

この新規定はVATの「リバースチャージ制度」の一般化に焦点をおいています。

2.1 «B» to «B»-事業者間での原則

事業者間でのVAT課税地は、VAT対象サービス受益者の所在地で課税。

2.2 «B» to «C»-事業者から最終消費者へのサービスの場合の原則

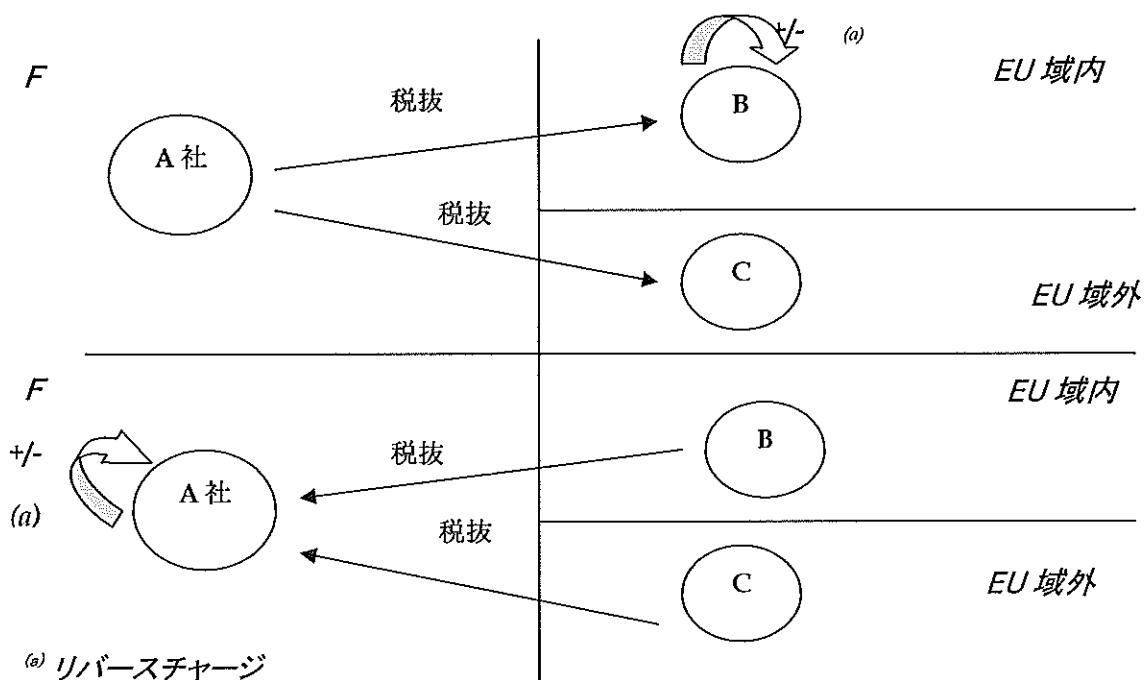
サービス提供者の所在地がVAT課税地

3. VAT対象者の概念

VAT対象者とは、その取引がVAT控除の対象になるならないに関わらず、VAT課税対象となる取引を行っている人を指します。以下はVAT対象サービス受益者には該当しません。

- ・ VAT対象の取引を行っておらず、VAT登録もされていない法人
- ・ 個人

4. 請求の流れと「リバースチャージ」制度適用者にかかるフローチャート



5. 今回の規定対象外のサービス（事業者間での原則）

- 仲介者によるサービス,
- 建物に付随するサービス,
- 乗客輸送サービス,
- 文化、芸術、スポーツ、科学、教育、娯楽等に関するサービス、乗客輸送に付随するサービス、動産評価と動産に対するサービス
- レストランやケータリングサービス,
- 乗り物のレンタル,
- 乗客輸送中の船、飛行機、電車内のレストラン、ケータリングサービス
- VAT対象者以外に行われた知的サービス,
- VAT対象者以外に行われたeサービス
- 旅行代理店に関しては現在のところ未確定.

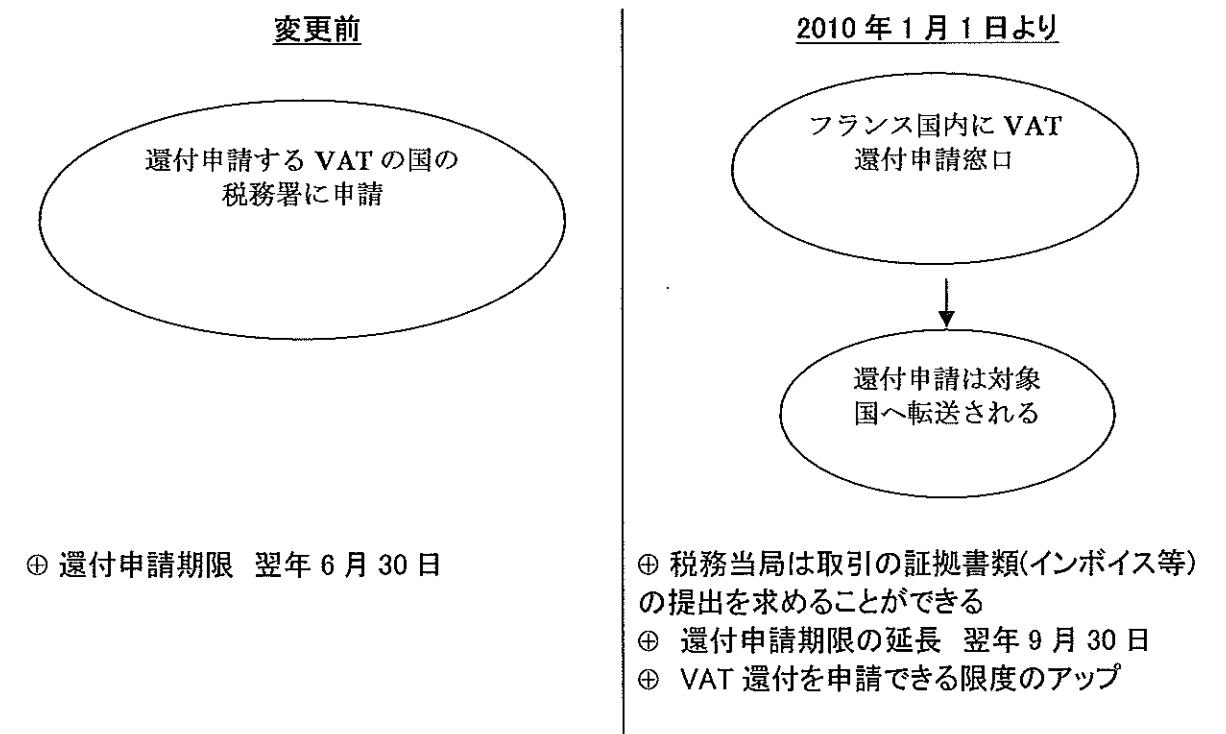
注意 : フランス国内で行われたイベント(展示会、EXPO、シンポジウム、セミナー等)については、現在のところその取り扱いが未確定です。近日中に課税地の確定がなされる予定です。

6. 新しい申告義務

- 6.1 フランスにあるフランス VAT 対象サービス受益者は、フランス VAT をリバースチャージ方式で申告
- 6.2 EU 域内の他国にあり、その国で VAT 対象サービス受益者は、その国で VAT をリバースチャージ方式で申告
- 6.3 他の EU 域内の受益者にサービスを行う場合、商品輸送同様、DES と呼ばれるサービス業務歐州申告書の提出義務
- 6.4 上記の改正に対応するため、VAT 申告書(CA3)の形式が変更される予定

7. EU域内でのVAT還付申請方法の変更

7.1 申請方法の変更：VATの還付 - 第8&第13付加価値税指令



7.2 EU域外のVAT対象者すなわちEU第13指令に該当する企業の税務代理人も同様の方法でVATの還付申請を行う。EU域外のVAT対象者に関しては、税務代理人が必要なままである。